

〔鳥取大学 鳥取地区〕 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための「学生課外活動指針」

R4.7.1 現在

レベル	制限	通常の課外活動		県外移動 (対外試合、コンサート等イベントへの参加含む)		会食 (新歓活動での会食を含む)		会食以外の 交流活動・新歓活動		更衣室・部室の使用	
0	なし	◎	・通常どおり可能	◎	・通常どおり可能	◎	・通常どおり可能	◎	・通常どおり可能	◎	・通常どおり可能
1	小	○	・通常どおり可能 ・活動日毎の参加者記録の作成 ・十分な感染対策を行う	○	・全国可能 ・「行事（大会）参加予定届出書」の提出 ・十分な感染対策を行う ・感染発生地域への移動はなるべく控えてください【注3】	○	・自治体が指定する「新型コロナ安全対策認証店」等十分な感染対策を行っている飲食店を利用する場合は可能	○	・十分な感染対策を行う ・見学、体験、入部は可能	○	・十分な感染対策を行う ・飲食禁止
2	中	△	・2時間以内の活動は可能 ・活動日毎の参加者記録の作成 ・十分な感染対策を行う	△	・大学が指定する地域のみ可能 ・十分な感染対策を行う ・感染発生地域への移動はなるべく控えてください【注3】	△	・団体での会食はなるべく控えてください ・個別の会食は4人まで、2時間以内 ・十分な感染対策を行う	△	・十分な感染対策を行う ・見学、体験、入部は可能 ・SNS、オンラインを推奨	△	・同時利用は4人まで ・十分な感染対策を行い、時間差をつけ短時間で ・飲食禁止
3	大	△	・自粛	△	・自粛【注3】	△	・団体での会食禁止 ・個別の会食は4人まで2時間以内 ・十分な感染対策を行う	△	・SNS、オンラインのみ可能	△	・同時利用は3人まで ・十分な感染対策を行い、時間差をつけ短時間で ・飲食禁止
4	最大	×	・禁止	×	・禁止	×	・個別、団体を問わず禁止	×	・禁止	×	・禁止

【注1】 指針の内容はあくまで目安であり、詳細については随時別途通知する。

【注2】 「十分な感染対策」とは、マスクの着用、手指消毒、3密の回避、換気、健康観察の記録、課外活動の記録を行うこと等を指す。（ただし、運動中又は管楽器演奏時にマスクは着用しない。）

【注3】 緊急事態宣言対象地域及びまん延防止等重点措置対象地域へ移動については、別途協議する。

【注4】 コンサート、ライブ等は、人との間隔を保てるよう、人数制限を設けること（収容率50%以内など）。

【補足説明】

今般の県内における新型コロナウイルス感染状況を考慮して、課外活動に係る制限を解除します。

新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を身につけ、一人ひとりが注意しながら活動いただきますようお願いいたします。

1. 活動の範囲について

- ・ 活動範囲（県内）及び活動時間（2時間）の制限を解除します。

2. 県外での活動（大会等への参加を含む）について

感染対策を徹底することを条件として、許可します。

3. 課外活動に関する徹底した感染防御対策

●活動中の感染予防の徹底

- ・ 感染のリスクを伴う行動は控えるよう各サークルにおいて徹底すること。
- ・ 鳥取県の定める「部活動における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」や各競技団体等の定める感染予防対策を参考にじゅうぶんな対策を取り、活動中の感染が発生しないよう十分に注意すること（鳥取県教委 HP: <https://www.pref.tottori.lg.jp/kyouiku/>）
- ・ 少しでも体調に違和感（発熱（一時的な発熱も含む）、咳、倦怠感、味覚・嗅覚異常等）がある場合は参加しない・参加させないこと
- ・ 活動前後の手洗い又は手指消毒を徹底すること
- ・ 適切なマスクの着用を徹底すること。ただし、運動中はマスクは着用しない。
- ・ 活動日毎の参加者記録は必ずつけ、万一サークル内で感染者が発生した際、必ずさかのぼって接触者を特定できるようにしておくこと！！

<参考> 日本スポーツ協会「スポーツ再開に向けた感染拡大予防と熱中症予防について」

<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4164>

●利用施設等の衛生状況管理

- ・ 屋内・室内の十分な換気に心がけること
- ・ 道具や備品の共用は避けること（共用した場合は消毒すること）
- ・ タオルの共有や飲み物の回し飲みはしないこと

●「3つの密」の回避

- ・ 活動する場合、十分な間隔（周囲と2m程度離れていること。「ソーシャルディスタンス」という。）を確保すること

- ・屋内・室内の場合も、可能な限り上記の間隔を確保できるよう努めること
- ・部室・更衣室の使用の際も、十分な感染予防対策（ソーシャルディスタンスの確保、室内の換気、手指の消毒など）を徹底すること

4. 会食について

・自治体が指定する「新型コロナ安全対策認証店」等、十分な感染対策を行っている飲食店を利用する場合は可能とします。

（参考 とっとりずむHP:<https://tottorizumu.com/korona-ninshoten/>）を参照）

・飲食店や狭い部屋の利用では、大声を出す行動（大声で話す、カラオケで大声を出す等）を自粛する、3密を避ける、会話するときはマスク着用を徹底する等、クラスターとならないよう十分注意してください。

5. その他の注意事項

- ・団体・個人の意思を尊重し、強制参加や不利益な取り扱いをしないこと
- ・活動記録を残すこと（任意様式。活動日時・場所・参加者・活動内容等。後日提出を求める場合があります。）
- ・新型コロナウイルス感染症に起因した不当な差別やいじめ、誹謗中傷等は許されません。また、不確かな情報や個人情報を SNS 等により安易に拡散するなど、人権侵害につながる行為は決して行わないこと。

課外活動方針にかかる Q&A

令和4年 7月 1日更新
学生生活課学生支援係

【活動の内容について】

- Q. 競技会等の大会や地域のイベントに参加しても問題ないでしょうか。
- A. **事前に「行事（大会）参加予定届出書」の提出を行い、参加してください。**
- Q. サークルの活動場所がキャンパス内にないため、キャンパス外の施設で練習することは可能でしょうか。
- A. 可能です。活動の記録は必ず作成願います。
- Q. 接触があったり、呼気が激しくなったり、密になりやすいスポーツは、活動を行ってもよいでしょうか。
- A. 基本的に、活動再開からしばらくの間は接触のある状況（試合等）は避けて接触のないプレー（筋トレ、パス、ラリー等）を中心に活動し、万一の感染を予防するとともに体力を戻していくことを勧めます。また、感染予防対策等については、種目ごとに関係団体等が公表しているガイドラインや一般社団法人大学スポーツ協会 UNIVAS による『新型コロナウイルス感染症対策としての「UNIVAS 大学スポーツ活動再開ガイドライン」』も参考にしてください。
- Q. 部室や更衣室の同時利用の人数制限はなくなったという理解でよいのでしょうか。
- A. 「課外活動指針」の定めるレベルにより、確認して下さい。また使用する際は、ソーシャルディスタンスの確保や室内の換気、手指の消毒などの感染予防対策の徹底と、活動の記録は必ず引き続き行ってください。
- Q. ソーシャルディスタンスとはどのくらいの距離ですか。
- A. おおむね周囲と 2m 程度の距離を保つことが目安になります。
- Q. 外部（学外）の方をお呼びするのは可能でしょうか。
- A. **可能です。「お呼びする方は必要最低限の人数に留める」、「移動中の感染対策（換気や消毒等）に注意の上お越しいただく」「活動と参加人数（参加者名）の記録は必ず残しておく」等、部内やお呼びする方に感染が拡大しないようじゅうぶんに配慮のうえ活動してください。**
- Q. 音系サークルです。これまでどおり個人練習は部室でもよいですか。しても良い、というのであれば活動記録や計画書を提出しなければならないですか。
- A. 上記のとおり、ソーシャルディスタンスの確保、室内の換気、手指の消毒などの感染予防対策の徹底と、活動の記録を前提に、活動していただいて構いません。

Q. 1日の活動時間に上限はありますか。

A. 「課外活動指針」の定めるレベルにより、確認して下さい。また、必ず十分な感染対策を実施の上で活動してください。

Q. 部会のため講義室を利用したいのですが、可能でしょうか？

A. 可能です。なお、講義室の使用時間は平日の19時までとなります。また、対面で行う場合はおおむね周囲と2m程度の距離を保つほか、感染予防対策を徹底してください。

Q. 遠征・合宿・対外試合等についてはどこまで許可されていますか。

A. 【補足説明】に記載した通りです。

【施設・課外活動物品の予約について】

Q. 各体育施設や学生会館、文化系サークル共用施設、合宿所（バードピア）といった施設や課外活動物品の使用はどうなりますか？

A. 課外活動施設（体育施設、合宿所、サークル棟等）

：使用可（トレーニングルームに限っては当面の間使用禁止です）

課外活動用物品：貸出可（ただしマイク・ワイヤレスアンプを除く）

※貸出・返却の際の手指の消毒と返却時に可能な限り物品の洗浄・消毒を行うことを条件とする。

【感染対策について】

Q. 大学側から消毒液等の追加支給はありますか。

A. 既に1サークルにつき1本消毒液（アルコール、500ml程度）ボトルを配布しています。本来は各サークル内での感染対策を徹底するという意味でも、サークルの責任で用意していただくのが望ましいと考えていますが、現時点では比較的残余があることから、追加での配布は可能です。希望するサークルは、空きボトルを学生生活課窓口へ持参してください。

Q. 楽器が共用ですが、楽器の消毒は現実的ではないと思いますので、手の消毒と個人が用いる道具の消毒をしていれば、楽器の共用は可能でしょうか。

A. 原則備品の共用は好ましくはありませんが、大学備品や大型の機材・楽器等を使用する場合は共用もやむを得ないものと考えます。ただし、活動終了後は可能な範囲で個々の備品や楽器等の消毒及び使用者の手洗い・手指の消毒を徹底してください。

Q. 競技によっては体育館のドアを解放したままでの活動が難しいと考えられますが、どうしたらよいですか。

A. 15～30分に1回5分程度全てのドアを開放するなどして換気に努めてください。

【その他】

- Q. コロナウイルスの影響でサークル行事ができなくなり、年5回の提出が必須の「活動報告書」を5回分提出することが難しくなりました。5回提出ができない場合、今年度の活動報告書の扱いはどうなりますか。また、代替として、活動日誌を提出することは可能ですか。
- A. 代替として、活動日誌の提出をもって活動の確認とします。提出の時期は別途連絡します。
- Q. 「課外活動計画書」は再度提出をしなければならないのでしょうか。
- A. 「団体届」提出時に提出いただいていますので、改めての提出は不要です。
- Q. 非公認サークルです。いままでの活動で学内の施設を利用していましたが、自分たちもすでに学内の施設を利用して活動してもかまわないのでしょうか。
- A. 現在、公認サークルのみ学内施設の利用を認めていますので、当面の間、非公認サークルの学内施設の利用は禁止とします。